

社会保険料負担の推移と家計への影響に関する一考察

長井 毅

(高千穂大学人間科学部准教授)

1. はじめに

2006年12月20日に国立社会保障・人口問題研究所から「日本の将来推計人口（2006年12月推計）」が公表された。前回の2002年1月に公表された推計では合計特殊出生率が2007年に1.31で底打ちの後も回復せず2025年には1.38に留まるという内容であった。さらにその前の1997年1月に公表された同率は、2000年に1.38で底打ち、2025年には1.61まで回復するという結果となっていた。過去2回の推計人口に比べると、今回は世代間の人口構成比が大きく変容する内容となっている。

世代間扶養を前提とする厚生年金保険料については、厚生労働省が2002年5月に「新人口推計対応試算」を公表し、また2004年度には保険料水準に上限値を定めて固定化する方式が導入されるなど、現役世代の過大な保険料負担を避けるための制度改革が進められてきた。

2002年の推計人口に対応した制度改革は、家計から支出する社会保険料負担に将来どのような変化をもたらしていくのであろうか。

本稿は、個人が負担する社会保険料負担と表裏一体である企業の法定福利費負担に着目し、最新の結果と10年前の結果との比較から、家計に与える影響について考察を行う。また、あわせて最新の2006年12月推計に基づく今後の家計への影響についても触れてみたい。

2. 法定福利費の推移からみた社会保険料負担の推移

従業員が負担する社会保険料は、その中心である厚生年金保険料、健康保険料が労使折半のため、企業が負担する法定福利費とほぼ合致する。法定福利費の実額を捉えている調査としては「福利厚生費調査」（日本経営者団体連盟。以下、日経連調査）と「就労条件総合調査」（旧「賃金・労働時間制度等総合調査」。厚生労働省大臣官房統計情報部。以下、厚生労働省調査）の2つがある。

前者は日本経営者団体連盟が傘下団体企業に対して行う調査で、平均企業規模が約4,000人と大企業をベースとしている。これに対し、後者は常用労働者が30人以上の民営企業から、産業、企業規模別に一定の方法により抽出した企業を対象としており、より一般性の高い結果といえる。

それぞれ最新結果である2005年度の調査と10年前の1995年度調査とを比較し、企業が負担する常用労働者1人1カ月あたりの現金給与額ならびに法定福利費がどの程度変化したのかについてみていく（図表-1）。

(1) 日経連調査に基づく社会保険料負担の推移

2005年度の日経連調査では、現金給与総額は賞与も月額に按分され加算されているため、平均583,368円となっている。これに対し、法定福利費は75,436円で給与の12.93%に相当する。法定福利費の内訳をみると、厚生年金保険料が39,816円で

図表-1 1995年度と2005年度の法定福利費の比較

	1995年度			2005年度			差額 (円)	比率 (%)
	(円)	対現金 給与比 (%)	法定福利費に 占める割合 (%)	(円)	対現金 給与比 (%)	法定福利費に 占める割合 (%)		
現金給与総額	542,368	100.00		583,386	100.00		41,018	107.6
法定福利費	61,233	11.29	100.00	75,436	12.93	100.00	14,203	123.2
厚生年金保険料	33,145	6.11	54.13	39,816	6.82	52.78	6,671	120.2
健康保険料・介護保険料	20,559	3.79	33.58	25,887	4.44	34.32	5,328	126.0
雇用保険料・労災保険料	7,038	1.30	11.49	9,176	1.57	12.16	2,138	130.4
その他の法定福利費	491	0.09	0.80	557	0.10	0.74	66	113.5
出所:「福利厚生費調査」(日本経営者団体連盟)								
	(円)	対現金 給与比 (%)	法定福利費に 占める割合 (%)	(円)	対現金 給与比 (%)	法定福利費に 占める割合 (%)	差額 (円)	比率 (%)
現金給与総額	400,649	100.00		374,591	100.00		-26,058	93.5
法定福利費	42,860	10.70	100.00	46,456	12.40	100.00	3,596	108.4
厚生年金保険料	22,575	5.63	52.67	23,831	6.36	51.30	1,256	105.6
健康保険料・介護保険料	13,739	3.43	32.06	15,746	4.20	33.89	2,007	114.7
雇用保険料・労災保険料	6,074	1.52	14.17	6,362	1.70	13.69	288	104.8
その他の法定福利費	472	0.12	1.10	517	0.14	1.11	45	109.6

出所:「賃金・労働時間制度等総合調査」(労働大臣官房政策調査部) 出所:「就労条件総合調査」(厚生労働大臣官房統計情報部)

給与の6.82%、健康保険料・介護保険料が25,887円で同4.44%となっている。法定福利費に占める両者の合計の割合は約9割に達している。

一方、1995年度の日経連調査では、現金給与総額は平均542,368円¹⁾、法定福利費は61,233円となり給与の11.29%に相当していた。

この10年間の動きをみてみると、現金給与総額は額にして41,018円の増加で比率にして7.6%の上昇となる。これに対し、法定福利費は14,203円の増加で比率にして23.2%と2割以上の上昇であった。法定福利費の内訳である厚生年金保険料、健康保険料・介護保険料、雇用保険料・労災保険料の上昇率はいずれも2割を超えている。健康保険料・介護保険料の上昇率が高いのは、2000年度から介護保険制度が導入されたことが大きい。雇用保険料・労災保険料の上昇率が高いのは、失業等給付にかかわる保険料率が1995年度時点では0.8%(労使合計)であったものが2005年度から1.6%にまで引き上げられたことが大きい。その結果、現金給与総額に占める法定福利費の比率は11.29%から12.93%へと上昇している。

上昇した社会保険料の部分は、ほぼ企業と従業員の労使折半部分であるため、従業員自身が支払う社会保険料もこの10年間でほぼ同額分が上昇し

たと言える。先述のとおりこの間の給与の上昇分が41,018円であったとはいえ、実質的にはそこから法定福利費の上昇分相当額を相殺した、およそ26,000円の上昇に留まることになる。

(2) 厚生労働省調査に基づく社会保険料負担の推移

次に、厚生労働省調査でみていくと、家計への影響はさらに大きい結果となっている。2005年度の厚生労働省調査では、現金給与総額は平均374,591円(賞与も月額に按分)となっている。これに対し、法定福利費は46,456円で給与の12.40%に相当する。法定福利費の内訳をみると、厚生年金保険料が23,831円で給与の6.36%、健康保険料・介護保険料が15,746円で同4.20%となっている。法定福利費の現金給与総額に対する割合が日経連調査と若干相違しているが、日経連調査は大企業をベースとした結果であり、労使折半を基本としつつも企業負担割合をやや引き上げているためと推察される。

一方、1995年度の厚生労働省調査では、賞与を含め算出し直した現金給与総額は平均400,649円となっている。これに対し、法定福利費は42,860円で給与の10.70%に相当する。

この10年間の動きをみてみると、現金給与総額は額にして26,058円の減少、比率にして6.5%の低下であった。常用労働者が30人以上の民間企業をベースとした結果では賃金が低下していること自体は首肯できる。現金給与の減少は標準報酬月額額の減少を意味し、結果として法定福利費は減少するように思われるが、逆に3,596円の増加で、比率にして8.4%の上昇となっている。法定福利費の内訳では特に健康保険料・介護保険料の上昇率が高い。中小企業では介護保険料負担対象者となる40歳以上従業員が相対的に多いことが影響しているものと推察される。

繰り返しになるが、この法定福利費の上昇分が個人、つまり従業員が家計から支出する社会保険料負担上昇分に匹敵する額だとすれば、この10年間に給与が26,058円減少し、一方で社会保険料負担分が3,596円増加したことになり、可処分所得という視点でみた場合、およそ3万円程度の減少を余儀なくされていることになる。

(3) 法定福利費の推移からみた社会保険料負担の特徴

両者の結果からは、次の点が共通して示されている。

ひとつは、法定福利費の現金給与総額に占める比率が双方ともおよそ1.7ポイント上昇しており、そのことは従業員自身が支出する社会保険料負担もこの間同程度上昇したことを示唆している点である。また、法定福利費の伸びは現金給与総額以上の伸びを示しており、家計に少なからず影響を与えているという点である。

社会保険料負担の上昇額や上昇率をどのように評価するかは、給付の観点を抜きにしては語れないのは事実である。

1995年度から2005年度の10年間に、各社会保険制度は大きな制度改革を行ってきた。特に、2002年1月の将来推計人口の公表に伴い、現役世代の過大な保険料負担を避けるための多くの制度改革が進められてきた。

逆に言えば、1995年度時点での社会保険制度の給付内容を前提とすれば、現時点での負担額や負

担率を大きく上回る社会保険料負担が必要であったことになる。1995年度での社会保険制度の給付内容を前提に立ったとき、現時点ではどの程度の負担に達していたのであろうか。そして、この間の社会保険制度の改革により家計面での負担額としてはどの程度の抑制をもたらすことができたのであろうか。

以降では、このような問題意識から、常用労働者が30人以上の民間企業をベースとしており、より一般性の高い厚生労働省調査の結果をもとに、これまでの社会保険制度の改革等で、家計における社会保険料負担がどのように変化してきたのか、また今後どの程度負担が上昇するのかについて考察を行うこととする。

3. 家計における社会保険料負担の推計

(1) 1995年度時点での社会保険料負担の推計

長井(2000a)は、1996年度での社会保険料率をもとに将来の法定福利費を試算している。当時、法定福利費の9割を占めていた厚生年金保険料、健康保険料と、2000年度より新たに導入されることになっていた公的介護保険料の将来推計を個別に行い、そこに若干ではあるが雇用保険料、労災保険料等を加えることにより、従業員1人当たりの法定福利費の将来推計を行っている。1995年度での社会保険料負担はすでに厚生労働省調査の結果が得られていたため実績値が利用できる。

この法定福利費予測が、基本的には労使折半のため個人負担部分の社会保険料負担と表裏一体となる。法定福利費と異なる点は、①介護保険料(個人負担分は40歳を基準に明確に区切られる。事業主負担分については従業員1人あたり相当分で計算)、②雇用保険料率(雇用三事業の保険料は事業主のみのため、事業主負担分から0.35%を差し引く)、③労災保険料等(個人負担はないため加算しない)の3点である。

厚生年金保険料率の将来推計は、1997年1月に公表された「日本の将来推計人口」に基づき、同4月3日に「新人口推計対応試算」が年金審議会

図表-2 1995年度時点での社会保険料負担の推計

	厚生年金 保険料 (月額、円)	厚生年金 保険料率 (%)	健康 保険料 (月額、円)	健康保険 保険料率 (%)	介護 保険料 (月額、円)	介護保険 料率 (%)	雇用 保険料 (月額、円)	雇用保険 料率 (%)	社会保険 料額合計 (月額、円)	社会保険 料率 (%)
1995	27,002	6.74	13,012	3.25	0	0.00	1,603	0.4	41,617	10.39
2000	30,958	7.56	14,580	3.56	1,236	0.30	1,638	0.4	48,412	11.82
2005	31,894	8.51	16,111	4.30	1,499	0.40	1,498	0.4	51,003	13.62
2010	35,468	9.47	21,429	5.72	1,919	0.51	1,498	0.4	60,314	16.10
2015	39,041	10.42	25,575	6.83	2,390	0.64	1,498	0.4	68,505	18.29
2020	42,615	11.38	30,293	8.09	2,832	0.76	1,498	0.4	77,239	20.62
2025	49,477	13.21	35,553	9.49	3,255	0.87	1,498	0.4	89,784	23.97

に提出されている。それまで月例給与に対する保険料率の上限が17.35%（労使双方の計）であったもの、2025年の所得代替率（62%）を維持するためには月例給与に対する最終保険料率が34.3%（賞与を含む総報酬ベースで換算すると26.4%）にまで達するというものであった。

一方、健康保険料率は、1992年度以降の5年間の平均上昇率（5.6ポイント）と上昇要因²⁾をもとに独自に推計を試みた結果、8.5%（労使双方の計）であったものが2025年には24.56%と約3倍に達するとの結果が得られた。なお、21世紀福祉ビジョンのなかでも、政管健保の保険料率が8.2%から2025年には23.5%に達するとの推計を公表しており、また嶋田（1998）も現役世代1人当たりの国民医療費が1993年を1とした場合、2025年には2.96と約3倍に達するとの推計を行っていた。こうした推計結果と比較しても整合的であり、健康保険制度の当時の給付内容を維持していくためには将来的にはおよそ3倍の保険料負担が必要になる状況であった。

また、制度が施行されていなかった公的介護保険料については、制度発足時は第1号被保険者（65歳以上）の場合1人当たり月額2,400円とされていた。これが、介護高齢者数の増加、介護サービスの普及に伴い保険料も増加していく仕組みとなっていた。40歳以上65歳未満の第2号被保険者の保険料も第1号被保険者と同じと仮定し、将来の要介護発生率、被保険者人口推移などから独自に試算を行った。

従業員が負担する社会保険料としては、これら厚生年金保険料、健康保険料、介護保険料に雇用

保険料の従業員負担分を加算すればよい。

ただし、当時はまだ総報酬制が導入されていなかったため、社会保険料負担の推移をみるためには先述の保険料率をもとに総報酬ベースに換算し直す必要がある。

そこで、1996年度における従業員1人当たりの平均月例賃金（401,877円）、平均賞与（1,141,676円）をもとに、いったん年間収入と年間払込社会保険料に換算した後に、総報酬ベースとしてみた場合の社会保険料率を推計した。

その結果、1996年度時点での社会保険料率推計では、1995年度同様10.39%であるものが、2025年には23.97%と2倍以上の負担となり、報酬の4分の1近くを占めるまでに上昇する結果となっていた。また同推計によれば、2005年度における社会保険料率は13.62%に達していることになる。（図表-2）

なお、各社会保険料の金額については、1995年度、1998年度、2002年度の厚生労働省調査結果の現金給与額をもとに算出している³⁾。

(2) 2005年度時点での社会保険料負担の推計

1997年1月の推計人口では、合計特殊出生率が2000年に1.38で底打ち、2025年には1.61まで回復するという内容であった。先述の平成7年度時点での社会保険料負担の推計もこの推計人口を前提としている。ところが、2002年1月に公表された推計では合計特殊出生率が2007年に1.31で底打ちの後も回復せず2025年には1.38に留まるという内容に改められる。

図表-3 2005年度時点での社会保険料負担の推計

	厚生年金 保険料 (月額、円)	厚生年金 保険料率 (%)	健康 保険料 (月額、円)	健康保険 保険料率 (%)	介護 保険料 (月額、円)	介護保険 料率 (%)	雇用 保険料 (月額、円)	雇用保険 料率 (%)	社会保険 料額合計 (月額、円)	社会保険 料率 (%)
2005	26,761	7.144	15,358	4.10	849	0.23	2,997	0.8	45,965	12.27
2010	30,076	8.029	18,972	5.06	1,699	0.45	2,248	0.6	52,994	14.15
2015	33,391	8.914	22,057	5.89	2,226	0.59	2,248	0.6	59,921	16.00
2020	34,275	9.150	25,643	6.85	2,917	0.78	2,248	0.6	65,083	17.37
2025	34,275	9.150	29,813	7.96	3,822	1.02	2,248	0.6	70,158	18.73

出生率の低下は、負担者である現役世代の総数の減少を意味し、負担と給付の均衡を図る目的に、主要な社会保険制度の改正が進められた。長井・永野（2002）は、2003年度までに改正された内容をもとに法定福利費の推計を行っている。この推計結果をベースとし、また2004年度に実施された公的年金制度改革等も加味し、個人負担分である社会保険料負担の推計を行った。

個人負担部分の大半を占める厚生年金保険制度、健康保険制度の改正内容に基づき、試算した将来の社会保険料負担の推移については以下の通りである。

厚生年金保険料については、厚生労働省が2002年5月に「新人口推計対応試算」を公表した。この内容は、一層の少子・高齢化の進行を予測し、当時の給付水準を維持しつつ保険料負担の引き上げで対応する内容であった。将来推計人口の中位推計では、ピーク時の2025年の保険料率が総報酬ベースで24.8%に達するとの推計であった（国庫負担割合が現行同様3分の1のまま推移した場合の総報酬ベースの料率）。

そして、現役世代の過大な保険料負担を避けるために2004年に保険料水準に上限値を定めて固定化する方式が導入されることとなる。2004年の料率である13.58%から毎年0.354%引き上げられ（2017年のみ0.118%）、2017年以降は18.30%で固定する方式が導入されている。

健康保険料率は、2003年3月まで月例85/1000、賞与14/1000（いずれも労使双方の計）であったものが、同年4月より総報酬ベースに移行するのに伴い料率も42/1000（労使双方の計）と改正されることとなった。総報酬ベースでの将来推計に

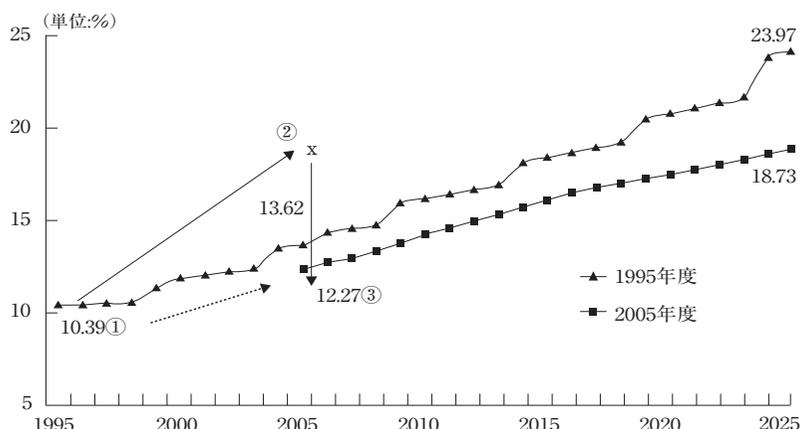
については、直前の1人当たり医療費の伸び⁴⁾を前提に、人口変動（人口高齢化および人口増減）および今般の医療制度改革の影響を考慮して医療費を伸ばして独自に推計を試みた。具体的な伸び率については2009年までを4%、2010年以降を3%と仮定している。その結果、2025年には、健康保険料率が1000分の159.2（労使双方の計）となり、現行の約2倍に達するという試算を得た⁵⁾。

公的介護保険料も、2003年4月より健康保険料と同じく総報酬ベースへ移行された。またその料率は、40～64歳の第2号被保険者の場合8.9/1000（労使双方の計）と、2002年度より実質0.7/1000上昇した。なお、同保険料額は40歳以上の雇用者1人当たりの額であるため、20～30歳代も含めた総従業員における1人当たり介護保険料に換算すると、8.9/1000×0.51（総従業員に占める40歳以上従業員の比率）となる。この料率をサービス利用状況、最近の経済状況、賃金上昇率および人口変動（人口高齢化および人口増減）の影響を考慮して推計した。その結果、2025年には、介護保険料率が1000分の20.4（労使双方の計）となり、推計時の2.29倍に達するという試算を得た。

なお、雇用保険料については雇用三事業を除く失業等給付にかかわる保険料率が2000年度まで0.8%で維持してきたものの、失業等給付の増大に伴い、2001年度に1.2%、2002年度より1.4%、そして2005年度には1.6%にまで引き上げられた経緯がある。なお、2007年度からは1.2%に引き下げられるため、以降の料率についても1.2%で一定であると仮定した。

以上の前提のもと、個人が負担する社会保険料率をみていくと、2005年度で12.27%であるもの

図表-4 社会保険料負担の推移



図表-5 2つの社会保険料率推計による社会保険料額の差 (%) (円)

	2005年度の推計値(a)	1995年度の推計値(b)	a-b	保険料の差額
2005	12.27	13.62	-1.35	5,038
2010	14.15	16.10	-1.95	7,320
2015	16.00	18.29	-2.29	8,583
2020	17.37	20.62	-3.25	12,156
2025	18.73	23.97	-5.24	19,626

注: 保険料の差額は2005年度の現金給与総額(374,591円)をベースとしている

が、毎年徐々に上昇していくものの、2025年においても18.73%と2割以下に抑制される結果となっている(図表-3)。

(3) 2つの推計差の意味するもの

得られた2005年度時点での社会保険料負担の推計値を1995年度に算出した推計値と比較してみる。

前回の推計と今回の推計における大きな相違点は、国立社会保障・人口問題研究所の「日本の将来推計人口」が1997年1月推計から2002年1月推計(いずれも中位推計)に変更されていることである。1997年推計では合計特殊出生率が2000年に1.38で底打ち、2025年には1.61まで回復する内容であったのに対し、2002年1月推計では同率で2007年に1.31で底打ちの後も回復せず2025年には1.38に留まるといった内容であった。したがって、本来であれば出生率の低下分、負担者である現役

世代の総数が減少するため、保険料率は本来前回の推計値より高くならなければ整合的でない。

1995年度時点での推計で2005年度の料率をみると13.62%となっていることから、2002年1月の将来推計人口を前提とし、また社会保険制度の給付内容も維持した場合、保険料率(X)は図表-4の通り13.62%を

かなり上回る値となっていたはずである。ところが、現行の社会保険料負担率は12.27%と、1995年度時点での推計値を1.35ポイントも下回る値となっている。このことは、この間に改定された社会保険制度の給付の削減がいかに大きいものであったかを示している(図表-5)。

1995年度時点と、2005年度時点の双方の保険料率推計値を2025年度まで比較していくと、最終的には5ポイント以上の開きが生じる。現役世代の過大な保険料負担を避けるため2002年1月の将来推計人口に基づいた現行の制度内容では、最終負担割合が2割を超えないように社会保険制度全体として制度化されていると推察される。

また、1995年度時点での推計で2005年度の料率差が、実際の家計面での負担額としてみた場合、どの程度の金額になるのかをみたところ、2005年度で月額約5,000円、2015年度で月額約8,500円、最終年度の2025年度ではおよそ2万円もの保険料負担の軽減という結果になっている⁶⁾。

2025年度の最終保険料率で5%の削減、金額でおよそ2万円の抑制を可能としたのは、当然のことながら相応する社会保障給付の削減が行われたからである。

社会保険料負担の9割を占める厚生年金保険制度、健康保険制度は、図表-6に示すとおり1995年度以降大きな改革を実施してきている。

厚生年金保険制度では、2000年4月に年金受給額の減額(報酬比例部分の5%カット)が実施さ

図表-6 厚生年金制度と健康保険制度の改革

厚生年金制度

2000年4月	①年金受給額の減額 (60歳から支給されている「特別支給の老齢厚生年金」のうち、報酬比例部分の給付乗率が5%引き下げ) ②年金額改定方法の変更 (賃金スライドの停止→物価スライドのみ) ③60歳代前半の在職老齢年金の変更 (60歳代前半の在職老齢年金について、賃金増加分の年金が支給停止される基準の34万円超を37万円超と変更)
2000年10月	①標準報酬月額の上下限の改定
2002年4月	①60歳代後半の在職老齢年金の導入 (老齢厚生年金月額+月給>37万円→月給増加額の半分の年金額が停止。ただし、老齢基礎年金については全額支給)
2003年4月	①総報酬制の導入 ②物価スライドの凍結解除(給付額を0.9%削減)
2004年10月	①保険料水準固定方式の導入 ②厚生年金保険料の段階的引き上げ ③マクロ経済スライドの導入
2005年4月	①在職老齢年金の見直し
2013年	①老齢厚生年金(報酬比例部分)の支給開始年齢の引き上げ (平成25年度から平成37年度にかけて、3年ごとに1歳ずつ60歳から65歳へ引き上げ。昭和28年4月2日生まれの人から適用され、昭和36年4月2日以降生まれの人は、全員が65歳支給。ただし、女性は5年遅れで実施)

健康保険制度

1997年9月	①健保本人の一部負担の引き上げ(1割→2割)
2001年1月	①70歳以上の高齢者の医療費が定額制から原則定率1割負担に切り替え ②高額療養費制度の見直し(負担能力に応じ、所得により区分) ③標準報酬月額の下限の改定(92,000円から98,000円に)
2002年10月	①老人保健制度の見直し(定率1割制導入、一定以上所得者は2割) ②高額療養費の自己負担限度額の見直し
2003年4月	①総報酬制の導入 ②被保険者本人、被扶養者(入院)の自己負担額の見直し(2割→3割)
2006年10月	①高額療養費の自己負担限度額の見直し(70歳未満) ②自己負担の見直し(70歳以上の現役並み所得者)
2007年4月	①保険料算出基礎となる標準報酬月額、標準賞与額の上限等の見直し
2008年4月	①自己負担の見直し(70~74歳の一般・市町村民税非課税者)

出所:厚生労働省資料、生命保険文化センター資料等をもとに作成

れ、その後も2002年4月には60歳代後半の世代に対しても在職老齢年金制度が導入されるなど、給付面での削減を軸とした大きな改定が実施されてきている。一方、健康保険制度でも2度にわたる高額療養費制度の見直し、さらには老人保健制度が定額制から定率制に移行、そして現役世代にとって最も大きな制度変更である自己負担割合の変更が2度行われている(1997年9月に1割から2割へ。2003年4月に2割から3割へ)。

こうした大胆ともいえる給付面での変更によっ

て、将来の社会保険料率は10年前の推計結果よりむしろ減少するという結果が得られている。

ただし、先述のように将来の社会保険料の負担割合が軽減される一方で、給付面での改正に伴う新たな家計負担も統計から捉えることができる。

その典型的な事例として、健康保険制度の自己負担割合の増加に伴う、医療費支出の増大があげられる。勤労者世帯(2人以上の世帯)における1カ月あたりの家計支出費目における医療費支出をみると、1995年度では月額4,945円であったものが、2005年度では6,986円と増加している。率にして4割以上の増加である。現役の勤労者世帯を対象としているため、高齢化に伴う医療費増というよりは、むしろ医療保険制度の自己負担割合の見直し、高額療養費制度の見直し等、給付面での改革に伴う家計支

出の増加とみることができよう(図表-7)。

また、自己負担割合や高額療養費の自己負担限度額の見直しに加え、入院時の食事代や70歳以上の人が療養病棟に入院する場合の居住費についても一部自己負担となるため、こうした費用負担が現役世代の家計支出を押し上げていくことも考えられる。

(4) 保険料負担抑制に対する現役世代の認知

現役世代は、この10年間に実施された社会保険

図表-7 家計支出費目における医療費支出

(単位：円)

	保健医療	医薬品	健康保持用 摂取品	保健医療 用品・器具	保健医療 サービス
1995年度	9,334	1,670	405	2,313	4,945
1996年度	9,858	1,602	449	2,421	5,386
1997年度	10,386	1,731	490	2,422	5,743
1998年度	10,565	1,776	532	2,441	5,816
1999年度	10,884	1,825	520	2,540	5,999
2000年度	10,901	1,792	519	2,416	6,174
2001年度	10,748	1,800	696	2,268	5,984
2002年度	10,511	1,787	696	2,207	5,821
2003年度	11,603	1,721	888	2,406	6,588
2004年度	11,545	1,599	968	2,322	6,656
2005年度	12,035	1,599	1,028	2,421	6,986

出所：「家計調査報告〔家計収支編〕平成18年平均速報結果の概況」総務省統計局

図表-8 社会保険制度の給付内容に関する認知割合

(複数回答、単位：%)

	全体	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代
厚生年金制度						
厚生年金の支給開始年齢が65歳に移行する	79.7	61.6	77.7	85.0	85.5	85.2
年金受取額は物価で変動する	37.0	23.7	28.0	34.8	42.3	48.0
健康保険制度						
サラリーマンの自己負担は3割に引き上げ	79.8	58.9	84.0	89.8	86.2	78.9
入院時の食事費用の一部は自己負担	34.9	19.2	28.9	33.6	38.0	45.3

出所：「平成16年度 生活保障に関する調査」生命保険文化センター

制度の改革についてどのように認識しているであろうか。医療費支出に関しては先述の通り、自己負担割合の高まり等によって医療機関の窓口での支払額が上昇していることについては実感として受け止めていると思われる。また将来受け取れる年金額の減額や受け取り開始年齢の引き上げ等についても、比較的認知されていると考えられる。

しかしながら、そうした給付面での改革に伴う現役勤労者世帯における社会保険料負担は、当初想定していた料率よりかなり抑制していることについては、どのように認識されているのであろうか。

社会保険料負担は図表-4の①→②→③というステップを踏んでいることが理解されず、①→③というステップを踏んでいると認識されているとすれば、給付は削減される一方で、負担は純粋に増加していると捉えられてしまう。また、①→②→③というステップを踏んだ結果としての料率の改定であると認識されていても、その具体的な保

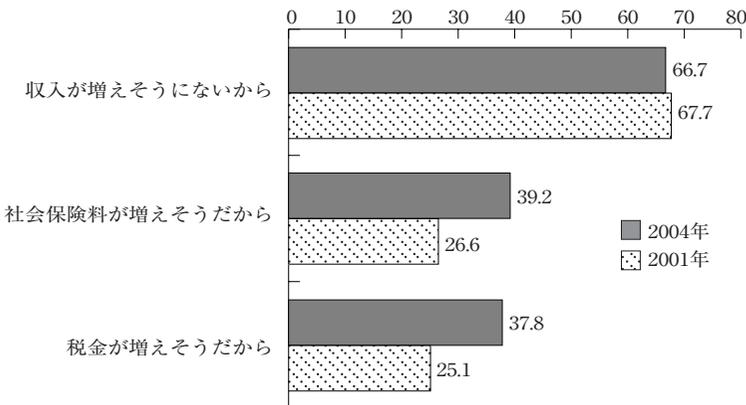
険料額の軽減がどれほどであったのかについては、ほとんど認知されていないものと推察される。

以下では、こうした社会保険制度における給付面での改革内容の認知と、将来の社会保険料負担に対する不安感との関わりについて、アンケート調査データをもとにみていきたい(図表-8)。

データは、生命保険文化センターが実施した「2004年度生活保障に関する調査」(2005年1月発表)⁷⁾を使用した。当調査では、厚生年金制度や健康保険制度の給付や負担に関する認知質問を行っている。そのうち、給付に関する認知項目として、厚生年金制度では、「高齢厚生年金の支給開始年齢が65歳に徐々に移行されること(支給開始年齢移行)」、「公的年金の受取額は原則として物価に応じて変化すること(物価で変動)」という2項目。健康保険制度では「サラリーマンの自己負担は3割に引き上げられ、農業者・自営業者等と給付率が統一されたこと(自己負担が3割)」、「入院時の食事費用の一部は自己負担が必要にな

図表-9 暮らし向きが悪くなると考える理由

(複数回答、単位: %)



出所: 「平成16年度 生活保障に関する調査」生活保険文化センター

図表-10 給付面での認知と社会保険料負担に対する不安感との関わり

	coefficient	t-value	sig-T	R ²
constant	0.312	11.239	***	0.007
var1	0.101	3.245	***	
constant	0.366	22.236	***	0.004
var2	0.064	2.454	**	
constant	0.308	10.822	***	0.007
var3	0.104	3.274	***	
constant	0.359	22.848	***	0.008
var4	0.093	3.512	***	

var1: 「厚生年金の支給が65歳に移行する」の認知
 var2: 「年金受取額は物価で変動する」の認知
 var3: 「サラリーマンの自己負担は3割に引き上げ」の認知
 var4: 「入院時の食事費用の一部は自己負担」の認知

ること(食費は自己負担)」という2項目が設定されている。

これら項目に対する認知割合は、「支給開始年齢移行」、「自己負担が3割」が約8割、「物価で変動」、「食費は自己負担」が3割台という結果になっている。ただし、後者の2項目は高齢層ほど認知割合が高まる傾向がみられ、50歳代以降ではほぼ4割台に上昇する。

一方、将来の暮らし向きについて「2、3年後のご自身の暮らし向きについて、どのようになるとお考えですか」と尋ね、「今よりも苦しくなる」、「今よりも少し苦しくなる」と回答した対象者に対し、さらにその理由を尋ねている。その理由のひとつとして「社会保険料が増えそうだから」という回答肢を設けている。

ら」という回答肢を設けている。ちなみに生活が苦しくなる理由として最も高い反応があった項目は、「収入が増えそうにないから」で66.7%に達していた。ただし、3年前の結果と変化はみられていない。そして、次に高い項目が「社会保険料が増えそうだから」であった。前回は26.6%であったのに対し、2004年調査では39.2%と10ポイント以上上昇している(図表-9)。

さらに、先の給付に関する認知割合との関連性分析を行ったところ、厚生年金制度や健康保険制度の給付内容に対する認知層と、「社会保険料が増えそうだから」という理由に反応した層では、正の有意な関連性がみられた。この結果は、厚生年金制度や健康保険制度の給付面での改正内容を認知している層ほど、社会保険料負担の上昇による将来の暮らし向きの不安を感じていることを示している(図表-10)。本来、給付面での改正内容はいずれも現役世代の過大な保険料負担を避けるためのものであり、その結果として保険料負担の上昇の幅は相対的には低く抑えられているはずである。

しかしながら、分析結果からは、社会保険料負担が図表-4の①→②→③というステップを踏んでいることについて十分理解されておらず、単純に①→③というステップを踏んで負担が増していると認識されているように受け止められる。還元すれば、負担を抑制するための制度改革であったという点については、十分な理解が得られていないとも読み取れる。

4. 2007年度将来推計人口と新たな課題 —おわりに

2006年12月に国立社会保障・人口問題研究所

から「日本の将来推計人口」が公表された。合計特殊出生率がさらに低下し、2030年でも1.26に留まるという内容であった。その結果、生産年齢人口や老年人口が2002年1月推計より大きく変容する内容となっている。具体的には、1997年推計から2002年推計の間では少子高齢化が加速しているものの、老年人口が増加する一方で、生産年齢人口も増加することで、高齢者への給付増をある程度補うことができた。

ところが、2002年推計から2006年推計の間では、老年人口が前回の増加に匹敵する分さらに増加するという推計が得られている一方で、生産年齢人口については2002年推計結果とは逆に、今後減少するという結果が得られている。

世代間扶養を前提とする社会保険制度に関しては、生産年齢人口の減少と老年人口の増加は、保険料収入の減少と医療給付や年金給付の増加を意味する。

とはいえ、西欧諸国の保険料水準や現役世代の負担の限界を考えると、保険料率の限度は20%程度とみられることから、負担と給付のさらなる見直しに着手するとしても、負担面での制度改正は考えにくい⁸⁾。一方で、医療保険制度の自己負担割合の見直しをはじめとした給付面の削減をさらに行えば、現在の制度下での保険料負担増に加え、新たな家計支出が発生することになり、家計の余力はさらに失われ自助努力による将来の資産形成も滞ることが考えられる⁹⁾。

2006年推計に基づく今後の制度改正については、給付と負担の仕組みがどのようなプロセスを経て検討されていくのかについて、十分理解されるよう努めることが必要と考える。例えば、人口変動に伴う負担と給付の見直し、現役世代の負担の限界を考慮した給付の見直し、租税との負担調整による社会保険料負担の見直しなど、それぞれ細かく情報提供を行い、消費者に理解を求めていることが必要ではないか。

注

1) 当時は社会保険料がまだ総報酬制に移行していなかったため、2005年度と比較するために総報酬ベースに算出し直している。

- 2) 当時の医療費の上昇要因としては、「人口の高齢化」が1.6ポイント、「診療報酬改定等の医療費の改定」が1.2ポイント、「人口増」が1.2ポイントとなっていた。
- 3) 調査未実施年度は前年度の給与総額をそのまま利用している。
- 4) 1995～1999年度の実績平均で一般医療費2.1%、老人医療費3.2%の伸びを示していた。
- 5) 厚生労働省の将来見通しによれば、2006年度の医療改革実施前では、医療給付費が28.5兆円（2006年度予算ベース）に対し、2025年度には56兆円となり、およそ2倍の給付費となる試算を行っている。
- 6) 平均給与総額でみた場合は社会保険料負担額も減少となるが、標準報酬月額最大等級では、等級区分の改定が行われた場合、料率が減少しても負担額が増加する。例えば、健康保険の標準報酬月額が、2007年4月より「第1級（98,000円）～第39級（980,000円）の全39等級」から「第1級（58,000円）～第47級（1,210,000円）の全47等級に改定されたことにより、高収入層では負担額が増加している。
- 7) 調査設計は以下のとおり
 - 調査地域 全国（400地点）
 - 調査対象 18歳～69歳の男女個人
 - サンプル数 6,000
 - 有効回収数 4,202（有効回収率：70.0%）
 - 抽出方法 層化2段無作為抽出
 - 調査方法 面接聴取法（ただし生命保険加入状況部分は一部留め置き聴取法を併用）
 - 調査時期 2004年5月8日～6月20日
- 8) パートタイマーなど、これまで社会保険料の負担が必要なかった層に対し、今後新たな負担を課していくことは制度設計上考えられる。
- 9) 長井（2000b）が行った60歳到達時における金融資産額の推計によれば、20～30歳代世代（当時）では50歳代以降に可処分所得の減少と金融資産純増額の減少を引き起こし、結果として40歳代（当時）以降の世代ほど十分な資産形成ができない結果が得られている。

文献

- 小塩隆士，2005、『人口減少時代の社会保障改革』日本経済新聞社。
- 桐木逸朗・（財）統計研究会編，1998、『変化する企業福祉システム』第一書林。
- 健康保険組合連合会，1996、『高齢化社会における個人・企業の費用負担のあり方とその限界に関する調査研究事業』報告書。
- 厚生労働省，『社会保障の給付と負担の見直し』。
- 駒村泰平・渋谷孝人・浦田房良，2000、『年金と家計の経済分析』東洋経済新報社。
- 橋本俊詔，2000、『セーフティ・ネットの経済学』日本経済新聞社。
- ，2002、『安心の経済学』岩波書店。
- 長井毅，2000a，「日本の法定福利費の将来推計」武川正吾・佐藤博樹編『企業保障と社会保障』東京大学出版会，35-51。

- , 2000b, 「社会保険料率の上昇が金融資産形成に与える影響」武川正吾・佐藤博樹編『企業保障と社会保障』東京大学出版会, 121-141.
- 長井毅・永野博之, 2003, 「社会保険料の上昇が勤労者家計に与える影響」『JILI FORUM』12: 45-55.
- 永野博之, 2003, 「世代間の給付と負担の公平性に対する将来評価——税・社会保障改革と世代間所得格差の関係」『JILI FORUM』12: 79-89.
- , 2004, 「公的年金制度改革と金融資産形成——2004年公的年金制度改革が金融資産形成に与える影響」『JILI FORUM』13: 35-44.
- 西久保浩二, 1998, 『日本型福利厚生再構築』社会経済生産性本部.
- , 2004, 『戦略的福利厚生』社会経済生産性本部.
- 八田達夫・小口登良・酒本和加子, 1998, 「年金改革と世代間再分配」『季刊社会保障研究』34 (2): 155-164.
- 鵜田忠彦, 1998, 「医療保険の構造改革に向けて」『健康

保険』健康保険組合連合会, 3.

三菱総合研究所, 2004, 『社会保障の将来推計』MRI Monthly Review.

——, 2006, 「新人口推計（平成18年12月）と社会保障の見通し（試算）」.

ながい・たけし 高千穂大学人間科学部准教授。主な論文に「社会保険料率の上昇が金融資産形成に与える影響」『企業保障と社会保障』（東京大学出版会, 2000, 共著）。主な著書に『自己啓発とスペクトラム——自立的な働き方を求めて』（勁草書房, 2004, 共著）など。生活設計・生活保障・生命保険・ライフイベント選択専攻。
(t-nagai@takachiho.ac.jp)